

長崎県立大学大学院地域創生研究科履修規程

令和元年5月14日
規程第2号

改正 令和3年5月12日規程第83号
改正 令和4年3月23日規程第9号
改正 令和6年2月7日規程第1号
改正 令和6年7月3日規程第14号
改正 令和7年2月5日規程第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、長崎県立大学大学院学則（平成20年規則第2号。以下「大学院学則」という。）第20条の規定に基づき、長崎県立大学大学院地域創生研究科（以下「本研究科」という。）の教育課程及び授業科目の履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数)

第2条 授業科目、配当年次、単位数その他履修に関する事項は、別表のとおりとする。

(研究指導教員)

第3条 大学院学則第19条に定める研究指導を行う教員（以下「研究指導教員」という。）は、本研究科に所属する専任の教員とする。

- 2 学生は、入学後定められた期日までに、「研究分野・研究指導教員希望届」（様式第1号）を所属する専攻の長に届け出なければならない。
- 3 専攻長は、前項の届け出に基づき研究分野及び研究指導教員を決定し、「研究分野・研究指導教員決定通知書」（様式第2号）により学生に通知する。

(履修科目の届出)

第4条 学生は、毎学年所定の期日までにその学年において履修しようとする授業科目を決定し、研究指導教員の承認を受けなければならない。

- 2 学生は、研究指導教員が必要と認めるときは、学部で開講される授業科目を聴講することができる。
- 3 前項の聴講を希望する学生は、「学部授業科目聴講申請書」（様式第3号）により、当該授業科目の担当教員の承認を得たうえで当該学部長へ申請するものとする。

一部改正 [令和4年規程第9号]

(修得単位の認定)

第5条 大学院学則第25条又は第27条の規定に基づき、他大学の大学院における授業科目履修により修得した単位又は入学前の既修得単位の認定を受けようとする者は、指定された履修登録の期日までに、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 修得単位認定申請書（様式第4号）
- (2) 成績証明書又は学修の成果を証明する書類
- (3) 授業科目の概要を記した書類

一部改正 [令和4年規程第9号]

(長期にわたる課程の履修)

第6条 大学院学則第28条第1項に規定する計画的な履修（以下「長期履修」という。）を認めることができる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 職業を有している者

- (2) 育児、長期介護等の事情により、大学院学則第9条に定める修業年限（以下「標準修業年限」という。）で修了することが困難な者
 - (3) 長崎県立大学大学院地域創生研究科学学位審査細則（令和2年細則第24号）第9条に定める後期課程修了予定者のうち、同条第1号及び第2号の条件を満たす者であって、継続して論文指導が必要であると学長が認める者
 - (4) その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認めた者
- 2 長期履修の期間は1年を単位とし、修士課程においては3年以上4年まで、博士後期課程においては4年以上6年までとする。ただし、休学期間は算入しない。
 - 3 長期履修の申請は、原則として入学手続期間内に行うものとし、申請に関し必要な事項は別に定める。
 - 4 前項の規定に関わらず、第1項第3号に該当する者については、在学中に長期履修の申請を行うことができる。

一部改正 [令和4年規程第9号]

（長期履修期間の変更）

- 第7条 前条の規定により長期履修を認められた学生は、特別な事情がある場合には、在学する課程において1回に限り、認められた長期履修の期間の短縮を申請することができる。
- 2 長期履修の期間の短縮を希望する場合は、定められた期日までに「長期履修期間変更申請書」（様式第5号）を提出し、学長の承認を得なければならない。

一部改正 [令和4年規程第9号]

（試験）

- 第8条 試験は、各学期末に行う。ただし、授業担当教員が必要と認めるときは、随時行うことができる。
- 2 学生は、第4条第1項の届け出をした科目についてのみ試験を受けることができる。
 - 3 原則として授業実施回数の3分の2以上出席しなければ、当該科目の受験資格を失うものとする。
 - 4 不合格となった科目については、再試験を行うことがある。なお、再試験の実施については、学長が別に定める。
 - 5 学生が、試験期間において不正行為を行った場合には、当該学生が当該学期に登録しているすべてを無効とし、第10条の規定による成績の表示はY（失格）とする。

（追試験）

- 第9条 次の事由で試験を欠席した場合には、追試験を行うことがある。
- (1) 忌引
 - (2) 不慮の災害
 - (3) 病気
 - (4) 就職試験
 - (5) その他やむを得ない理由と認められる場合
- 2 追試験を受験する場合は、所定の期間内に、所定の証明書等を添え「追試験申請書」（様式第6号）を提出して許可を受けなければならない。

一部改正 [令和4年規程第9号]

（成績の表示）

- 第10条 大学院学則第23条に定める成績の評価は、次の基準により行う。
- (1) A（優） 80点以上
 - (2) B（良） 70点以上 79点まで
 - (3) C（可） 60点以上 69点まで

(4) D(不可) 59 点以下

(学位論文)

第 11 条 学位論文の提出、審査その他必要な事項は、長崎県立大学学位規程（平成 20 年規程第 74 号）に定めるところによる。

(修了に必要な単位数)

第 12 条 大学院学則第 37 条第 1 項に規定する所定の単位数は、修士課程においては 32 単位以上、博士後期課程においては 22 単位以上とする。

2 前項の規定に関わらず、大学院学則第 39 条に掲げる保健師国家試験受験資格を取得しようとする者の所定の単位数は、61 単位以上とする。

一部改正 [令和 4 年規程第 9 号、令和 6 年規程第 14 号]

(委任)

第 13 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 12 日規程第 83 号）

- 1 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 4 年度の入学者から適用し、令和 3 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 23 日規程第 9 号）

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 2 月 7 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 6 年度の入学者から適用し、令和 5 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 6 年 7 月 3 日規程第 14 号）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 7 年度の入学者から適用し、令和 6 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 2 月 5 日規程第 1 号）

- 1 この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の規程は、令和 7 年度の入学者から適用し、令和 6 年度以前の入学者については、なお従前の例による。

別表（第2条関係）

一部改正 [令和4年規程第9号、令和6年規程第1号、第14号、令和7年規程第1号]

(1) 地域社会マネジメント専攻（修士課程）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			
			必修	選択	自由	
修士課程 共通科目	地域振興特論	1	2			
	マネジメント・リーダーシップ特論	1	2			
専攻 共通科目	社会課題特論	1	2			
	現代政治経済社会特論	1		2		
	ヒューマン・リソース・マネジメント特論	1		2		
	経済統計特論	1		2		
	国際関係特論	1		2		
	離島社会情報特論	1		2		
専門科目	ビジネス・マネジメント系	ビジネス・マネジメント特論	1		2	
		経営管理特論	1		2	
		経営組織特論	1		2	
		経営戦略特論	1		2	
		C S R 特論	1		2	
		地域マネジメント特論	1		2	
		国際経営特論	1		2	
		観光経営特論	1		2	
		コーポレート・ファイナンス特論	1		2	
		リスクマネジメント特論	1		2	
		長崎と九州の企業特論	1		2	
		中小企業特論	1		2	
	地域事業継承・後継者育成特論	2		2		
	マーケティング系	マーケティング戦略特論	1		2	
		流通システム特論	1		2	
		流通史特論	1		2	
		マーケティング史特論	1		2	
		国際・地域物流特論	1		2	
		国際経済特論	1		2	
		経営情報特論	1		2	
	会計学・関係法系	会計学特論	1		2	
		財務会計特論	1		2	
		管理会計特論	1		2	
		企業税法特論	1		2	
		租税法特論	1		2	
		会社法特論	1		2	

(1) 地域社会マネジメント専攻（修士課程）

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数			
				必修	選択	自由	
専門科目	経済・地域政策コース	経済学系	経済学特論	1		2	
			経済政策特論	1		2	
			財政学特論	1		2	
			計量経済学特論	1		2	
			経済史特論	1		2	
			金融特論	1		2	
			労働経済特論	1		2	
		地域行政系	公共政策特論	1		2	
			地域計画特論	1		2	
			地方行政法特論	1		2	
			市民参加特論	1		2	
			政策評価特論	1		2	
		地域政策系	地域経済分析特論	1		2	
			農業経済特論	1		2	
			地域環境政策特論	1		2	
交通経済特論	1			2			
地域福祉特論	1			2			
専門科目	メディア社会コース	メディア社会学特論	1		2		
		ネットワーク社会特論	1		2		
		メディアコミュニケーション特論	1		2		
		ジャーナリズム特論	1		2		
		国際メディア特論	1		2		
		現代社会特論	1		2		
		比較社会特論	1		2		
		文化社会学特論	1		2		
		日中文化社会特論	1		2		
		日英比較文化特論	1		2		
		観光振興特論	1		2		

(1) 地域社会マネジメント専攻 (修士課程)

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			
			必修	選択	自由	
専門科目	国境離島文化振興コース	地域・離島文化特論	1		2	
	離島経済文化振興特論	1		2		
	国境離島史特論	1		2		
	宗教文化特論	1		2		
	村社会文化持続特論	1		2		
	離島文化ツーリズム開発特論	1		2		
	地域食文化特論	1		2		
	国際法特論	1		2		
	地方自治法特論	1		2		
	地域振興関係法規特論	1		2		
	離島教育支援特論	1		2		
	離島経済ネットワーク特論	1		2		
	地域情報経済特論	1		2		
	地域政策特論	1		2		
研究指導科目	特別研究	1～2		8		
	特定課題研究	1～2		4		

【履修方法及び修了要件】

(ビジネス・マネジメントコース)

① 社会人特別選抜の選抜区分で入学し特定課題研究を希望する者
 修士課程共通科目4単位、専攻共通科目6単位以上、同コースの専門科目から18単位以上、研究指導科目から特定課題研究4単位の計32単位以上を修得する。

② ①以外の者

修士課程共通科目4単位、専攻共通科目6単位以上、同コースの専門科目から14単位以上、研究指導科目から特別研究8単位、計32単位以上を修得する。

(経済・地域政策コース)

修士課程共通科目4単位、専攻共通科目6単位以上、同コースの専門科目から経済学系4単位以上を含む14単位以上、研究指導科目から特別研究8単位、計32単位以上を修得する。

(メディア社会コース)

修士課程共通科目4単位、専攻共通科目6単位以上、同コースの専門科目から14単位以上、研究指導科目から特別研究8単位、計32単位以上を修得する。

(国境離島文化振興コース)

修士課程共通科目4単位、専攻共通科目6単位以上、同コースの専門科目から14単位以上、研究指導科目から特別研究8単位、計32単位以上を修得する。

(全コース共通)

他コース科目(国境離島文化振興コースからは「地域・離島文化特論」「離島経済文化振興特論」「離島経済ネットワーク特論」の3科目)より4単位を上限として所属するコースの専門科目に含めることができる。

(2) 情報工学専攻（修士課程）

科目区分	授業科目の名称	配当年次	単位数		
			必修	選択	自由
修士課程 共通科目	地域振興特論	1	2		
	マネジメント・リーダーシップ特論	1	2		
専門科目	情報セキュリティコース	データセキュリティ特論	1		2
		生体認証特論	1		2
		暗号数理論	1		2
		ネットワークセキュリティ特論	1		2
		インターネット基盤セキュリティ特論	1		2
		制御システムセキュリティ特論	1		2
		現代暗号特論	1		2
		サイバーセキュリティオペレーション特論	1		2
		数理科学特論	1		2
		ソフトウェア開発プロセス特論	1		2
		ユーザブルセキュリティ特論	1		2
	人間情報科学コース	空間情報工学特論	1		2
		聴覚情報処理特論	1		2
		ヒューマンインタフェース特論	1		2
		実世界情報処理特論	1		2
		色彩情報特論	1		2
		数理造形表現特論	1		2
		社会情報科学特論	1		2
		視覚メディア工学特論	1		2
		感性情報学特論	1		2
		計算機科学特論	1		2
		データベース特論	1		2
		数理情報特論	1		2
研究指導科目	特別研究	1～2	8		
<p>【履修方法及び修了要件】</p> <p>修士課程共通科目4単位、所属コース及び他コース専門科目から20単位以上（所属するコースの専門科目からは10単位以上必須）、研究指導科目から特別研究8単位の計32単位以上を修得する。</p>					

(3) 人間健康科学専攻 (修士課程)

科目区分	授業科目の名称		配当年次	単位数			
				必修	選択	自由	
修士課程 共通科目	地域振興特論		1	2			
	マネジメント・リーダーシップ特論		1	2			
専攻 共通科目	健康科学特論		1	2			
	アカデミックスキル特論		1	2			
	保健統計演習		1		2		
	保健・医療政策特論		1・2		2		
	行政・組織特論		1		2		
	最新栄養科学特論		1		2		
専門科目	看護学 共通科目	看護研究の理論と方法特論	1		2		
		看護理論特論	1		2		
		ヘルスアセスメント特論	1		1		
		医療経済・地域経済特論	1		2		
		グローバルヘルス特論	1		1		
		メンタルヘルス特論	1		1		
		看護倫理特論	1		2		
専門科目	看護学 実践コース	看護学 実践系	看護管理学特論	1		2	
			母子看護学特論	1		2	
			成人・老年看護学特論	1		2	
			地域看護学特論	1		2	
			英語論文読解特論	1		2	
			看護学実践演習	1		2	
			基礎看護学特論	1		2	
			看護情報応用特論	1		1	
専門科目	公衆衛生 看護学コース	基礎 専門系	公衆衛生看護学原論Ⅰ	1		1	
			公衆衛生看護学原論Ⅱ	2		1	
			活動展開・支援技術特論	1		3	
			対象別・健康課題別各論	1		3	
			地域診断特論	1		3	
			ケアシステムマネジメント特論	2		1	
			公衆衛生看護管理特論	2		2	
			公衆衛生看護学セミナーⅠ	1		2	
			健康危機管理特論	2		1	
			疫学特論	1		2	
			保健統計特論	1		2	
			保健医療福祉行政特論	1		1	
			公衆衛生看護学基礎実習Ⅰ	1		2	
			公衆衛生看護学基礎実習Ⅱ	1		2	
公衆衛生看護学基礎実習Ⅲ	1		1				

(3) 人間健康科学専攻 (修士課程)

科目区分		授業科目の名称	配当年次	単位数		
				必修	選択	自由
専門科目	公衆衛生看護学コース	発展専門系	公衆衛生看護学発展実習Ⅰ	2		1
			公衆衛生看護学発展実習Ⅱ	2		2
			社会調査法特論	1		2
			環境保健特論	2		1
			公衆衛生看護学セミナーⅡ	2		1
			公共性特論	2		1
専門科目	栄養科学コース	基礎栄養科学系	細胞生化学特論	1		2
			有機化学特論	1		2
			栄養生理学特論	1		2
			機能形態学特論	1		2
			代謝栄養学特論	1		2
			食品衛生学特論	1		2
			食品機能学特論	1		2
			栄養疫学特論	1		2
		実践栄養科学系	臨床栄養学特論	1		2
			健康体力科学特論	1		2
			調理科学特論	1		2
			栄養管理学特論	1		2
			フードマネジメント特論	1		2
			生活習慣病医療学特論	1		2
			公衆栄養学特論	1		2
			研究指導科目	特別研究	1～2	
特定課題研究	1～2			4		
<p>【履修方法及び修了要件】</p> <p>(看護学実践コース) 修士課程共通科目4単位、専攻共通科目6単位以上、専攻共通科目、看護学共通科目及び同コース専門科目から14単位以上、研究指導科目から特別研究8単位の計32単位以上を修得する。</p> <p>(公衆衛生看護学コース) 保健師資格取得コース 修士課程共通科目4単位、専攻共通科目から必修科目4単位のほか「保健・医療政策特論」及び「行政・組織特論」4単位、看護学共通科目から「看護研究の理論と方法特論」及び「看護理論特論」4単位、同コース基礎専門系の15科目27単位及び発展専門系の6科目8単位、専攻共通科目及び看護学共通科目から選択6単位以上、特定課題研究4単位、計61単位以上を修得する。</p> <p>(栄養科学コース) 修士課程共通科目4単位、専攻共通科目6単位以上、同コース専門科目から14単位以上、研究指導科目から特別研究8単位の計32単位以上を修得する。</p>						

(4) 地域創生専攻（博士後期課程）

科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			
			必修	選択	自由	
専攻 共通科目	アカデミックスキル特講	1	2			
	地域創生学特講	1	2			
	地域創生学演習	1	2			
専門 科目	地域社会 マネジメント 分野	地域マネジメント特講	1		2	
		地域システム特講	1		2	
	地域情報 工学分野	情報セキュリティ特講	1		2	
		人間情報科学特講	1		2	
	人間栄養 健康科学 分野	基礎栄養科学特講	1		2	
		実践栄養科学特講	1		2	
研究指導科目	特別研究Ⅰ	1	4			
	特別研究Ⅱ	2	4			
	特別研究Ⅲ	3	4			
<p>【履修方法及び修了要件】</p> <p>専攻共通科目 6 単位、専門科目から 4 単位以上（所属する分野の科目から 2 単位以上必須）、研究指導科目12単位の計22単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士学位論文の審査及び最終試験に合格する。</p>						

様式第1号（第3条関係）

研究分野・研究指導教員希望届

令和 年 月 日

長崎県立大学大学院
地域創生研究科〇〇専攻長 様

専 攻

学籍番号

氏 名

希望する研究分野	
希望する研究指導教員名	
希望する副研究指導教員名	

様式第2号（第3条関係）

研究分野・研究指導教員決定通知書

専攻

学籍番号

氏名 様

長崎県立大学大学院

地域創生研究科〇〇専攻長 〇〇 〇〇

令和 年 月 日付けで届けがあった標記について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

記

研究分野	
研究指導教員名	
副研究指導教員名	

様式第3号（第4条関係）

学部授業科目聴講申請書

令和 年 月 日

長崎県立大学 学部長 様

専攻

学籍番号

氏名

1. 聴講を希望する理由

2. 聴講を希望する科目

科目名	単位数	前後期	曜日	時限	備考
担当教員名	承認				

専攻長	指導教員

様式第4号（第5条関係）

修得単位認定申請書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

専 攻

学籍番号

氏 名

【単位修得大学院名】

_____大学院

_____研究科 _____専攻

_____年度入学

_____年_____月 修了（中退）

下記の授業科目について、長崎県立大学大学院学則第25条及び第27条の規定により単位の認定を申請します。

他の大学院における修得単位で認定を希望する授業科目		本学大学院で開講されている授業科目で、左に対応する授業科目		認定希望順位
授業科目名	単位数	授業科目名	単位数	

※添付書類 ①成績証明書又は学習の成果を証明する書類
②授業科目の概要を記した書類（シラバス等）

様式第5号（第7条関係）

長期履修期間変更申請書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

専 攻

学籍番号

氏 名

下記のとおり長期履修期間の変更を申請します。

記

入学年月日	令和 年 月 日
当初の履修期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (年間)
変更後の履修期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで (年間)
変更の理由	
変更後の履修計画	
指導教員の所見	署名

備考 ①「変更後の履修計画」の欄が不足する場合は、別紙に記載すること。

様式第6号（第9条関係）

追 試 験 申 請 書

令和 年 月 日

長崎県立大学長 様

専 攻

学籍番号

氏 名

下記理由により、試験を受験できなかったため、追試験を願い出ます。

記

1. 理由

2. 試験科目

試験月日	科目名	担当教員名	備考